

行田羽生資源環境組合議会定例会条例

令和 4 年 4 月 1 日

条例第 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 2 条第 2 項に規定する行田羽生資源環境組合議会の定例会の回数は、毎年 2 回とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和 4 年の特例）

2 行田羽生資源環境組合議会の定例会は、令和 4 年に限り、本則中「毎年 2 回」とあるのは「年 1 回」とする。